



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

○ 沖縄県病害虫防除技術センター放射線障害予防規程の一部を改正する訓令（営農支援課）…………… 1

訓 令

沖縄県訓令第24号

沖縄県病害虫防除技術センター

沖縄県病害虫防除技術センター放射線障害予防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県病害虫防除技術センター放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

沖縄県病害虫防除技術センター放射線障害予防規程（平成18年沖縄県訓令第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「定義」を「定義及び細則等の制定」に、「健康管理（第24条・第25条）」を「教育訓練（第24条）」に、「教育訓練（第26条）」を「健康管理（第25条・第26条）」に、「異常事態及び危険時の措置（第28条—第30条）」を「地震、火災その他の災害が起こったときの措置及び危険時の措置（第28条・第29

条）」に、「第12章 その他（第31条・第32条）」を
「第12章 事故発生時の情報提供（第30条）」
「第13章 応急の措置（第31条）」
「第14章 業務の改善（第32条）」
「第15章 放射線管理の状況の報告（第33条—第35

に改める。

条）」

第 1 条 中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

第 2 章 の章名を次のように改める。

第 2 章 定義及び細則等の制定

第 3 条 の見出しを「（定義及び細則）」に改め、同条中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 沖縄県病害虫防除技術センター所長（以下「所長」という。）は、法及びこの訓令に定める事項を実施するために必要な次に掲げる細則を定めるものとする。

- (1) 放射線委員会運営要領
- (2) 線源等使用要領
- (3) 放射線作業等点検要領
- (4) 災害時点検要領
- (5) 災害時対応要領
- (6) 消防計画
- (7) 緊急対策要領

(8) 応急措置要領

(9) 放射線安全管理業務評価書・改善計画書

第5条第2項中「定める」の次に「放射線委員会運営要領によるものとする」を加える。

第6条第1項中「沖縄県病害虫防除技術センター所長（以下「所長」という。）」を「所長」に、「総括する」を「総括し、最終的な責任を有する」に改める。

第7条第7号を同条第10号とし、同条第6号の次に次の3号を加える。

(7) 事故発生時の情報提供

(8) 応急の措置に関する指示

(9) 業務の評価及び改善

第8条及び第9条を次のように改める。

（放射線取扱主任者）

第8条 所長は、放射線障害の防止について必要な監督を行わせるため、法第34条第1項に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、不妊化施設における放射線作業等に立ち会い、これを監督し、及び指導するほか、法及びこの訓令に基づき、放射線作業等に関する業務のうち次の業務を分掌する。

(1) この訓令及び第3条第2項に掲げる細則の制定及び改廃に関すること。

(2) 放射線障害の防止上重要な計画の作成に関すること。

(3) 法令の規定に基づく申請、届出及び報告の審査に関すること。

(4) 立入検査等の立会いに関すること。

(5) 異常及び事故原因の調査への対応に関すること。

(6) 所長に対し意見を具申すること。

(7) 線源等の使用状況、施設、帳簿、書類その他の放射線障害の防止のために必要となる事項の監査に関すること。

(8) 関係者への助言、勧告及び指示を行うこと。

(9) 危険時の措置等に関すること。

(10) 教育訓練の計画及び指導に関すること。

(11) 放射線業務従事者への監督及び指導に関すること。

(12) 放射線委員会の開催を求めること。

(13) その他放射線障害の防止上必要な事項に関すること。

3 主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員のうちから、所長が選任する。

4 主任者は、管理区域に立ち入る者に対し、放射線障害の発生の防止に関する必要な勧告及び指示を行うものとする。

5 所長及び企画管理班長は、放射線障害の防止に関し主任者の意見を尊重しなければならない。

6 所長は、主任者に対し、選任した日から1年以内に法第36条の2第1項に規定する放射線取扱主任者定期講習（以下この項及び次項において単に「定期講習」という。）を受けさせなければならない。ただし、主任者が選任される前1年以内に定期講習を受けていた場合は、この限りでない。

7 所長は、主任者に対し、その選任期間において定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に定期講習を受けさせなければならない。

8 所長は、主任者を選任し、又は解任したときは、選任し、又は解任した日から30日以内に、原子力規制委員会に法第34条第2項の規定による届出をしなければならない。

（放射線取扱主任者の代理者）

第9条 所長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を遂行できない場合は、法第37条第1項に規定する主任者の代理者（以下「代理者」という。）を置き、その職務を代行させなければならない。

2 代理者については、前条第3項、第6項及び第7項の規定を準用する。

第17条第4項中「行ってから」を「行った日から起算して」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第5項中「場合、」の次に「その変更を行った日から起算して」を加え、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第6項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第18条第1項中「立ち会い」を「立会い」に改める。

第19条第1項中「立ち会い」を「立会い」に改め、同条第2項中「点検要領」を「放射線作業等点検要領」に改める。

第20条第2項及び第21条第2項中「点検要領」を「放射線作業等点検要領」に改める。

第22条第1項第1号中「測定要領」を「放射線作業等点検要領」に改める。

第8章及び第9章を次のように改める。

第8章 教育訓練

第24条 所長は、従事者及び従事者になることが予定されている者に対し、放射線障害の防止のためにこの訓令を周知させるとともに、法第22条の規定により教育及び訓練（以下この条において「教育訓練」という。）を施さなければならない。

- 2 教育訓練は、所長の指揮監督の下に、主任者がつかさどる。
- 3 教育訓練は、放射線作業等の業務に従事する前に施さなければならない。
- 4 教育訓練は、前項の規定にかかわらず、放射線作業等の業務に従事した後であつては、直近において施した教育訓練の日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に施さなければならない。
- 5 教育訓練は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める時間以上の時間行う。
 - (1) 放射線の人体に与える影響 30分
 - (2) 放射性同位元素等の安全取扱い 1時間
 - (3) 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程の解説 30分
 - (4) 安全な作業方法及びその技術 4時間
 - (5) 危険時の際に講ずべき措置 30分
- 6 前項の規定にかかわらず、所長は、前項各号に掲げる項目に関し、十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育訓練の一部を省略することができる。
- 7 前項の規定により教育訓練の一部を省略するときは、その理由を記録するとともに、証憑等の根拠となる資料を付することとする。
- 8 所長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立ち入る者が管理区域に立ち入る前に、当該立ち入る者に対して放射線障害を防止するために必要な教育を行わなければならない。
- 9 所長が指定する沖縄県病害虫防除技術センター以外の場所で実施される研修会等で教育及び訓練を受講した者は、主任者が、その者から提出された証憑等により、当該教育及び訓練が第5項に規定する教育訓練と同等の水準にあると認める場合は、当該教育及び訓練を同項に規定する教育訓練とみなすことができる。
- 10 主任者は、教育訓練について、実施年月日、項目及び教育訓練を受けた者の氏名を記録しなければならない。放射線作業等の業務に従事する前の教育訓練については、各項目の実施時間も併せて記録しなければならない。

第9章 健康管理

(健康診断)

第25条 所長は、従事者に対し、規則第22条の規定により、管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごとに健康診断を受けさせなければならない。

- 2 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、問診は放射線の被ばく歴及びその状況について行い、検査又は検診は次に掲げる部位又は項目について行うものとする。ただし、第1号から第3号までの部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては、第1号及び第2号に掲げる部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。
 - (1) 末しょう血液中の色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - (2) 皮膚
 - (3) 眼
 - (4) その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- 3 所長は、前2項の規定にかかわらず、従事者が実効線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合は、遅滞なく、その者に健康診断を受けさせなければならない。
- 4 健康診断の結果は、企画管理班長が保存する。
- 5 所長は、健康診断を受けた者に対し、その都度、当該健康診断の結果の写しを交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第26条 所長は、放射線作業等を行う者又は許可を受けて管理区域に立ち入った者が放射線障害を受け、又

は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断を受けさせるとともに、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

第27条の見出しを削る。

第11章の章名を次のように改める。

第11章 地震、火災その他の災害が起こったときの措置及び危険時の措置

第28条及び第29条を次のように改める。

(地震、火災その他の災害が起こったときの措置)

第28条 主任者は、不妊化施設に関し、那覇市において震度5強以上の地震、地崩れ、浸水その他の災害が起こった場合は、別に定める災害時点検要領により点検を行い、その結果を記録するとともに、所長に報告しなければならない。この場合において、点検の結果、法令の規定に基づく報告の対象となる異常がない場合には、その旨を原子力規制委員会に電子メールにより報告しなければならない。

2 主任者は、管理区域内で火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外の火災で管理区域内の線源等に延焼する可能性がある場合には、別に定める消防計画に従って、連絡、消火、人の誘導及び救助を行い、これらの状況を所長に報告するとともに、直ちに原子力規制委員会に電話連絡及びファクシミリにより状況を報告しなければならない。

3 前項の場合において、主任者は、鎮火後、災害時点検要領により点検を行い、その結果を記録するとともに、所長に報告しなければならない。

4 所長は、第1項及び前項の規定により行われた点検の結果、法第33条第1項の規定による応急の措置を講ずる必要があると認める場合は、第33条の規定により直ちに原子力規制委員会に事故等の報告を行うとともに、第31条の規定による応急の措置を講じなければならない。

(危険時の措置)

第29条 不妊化施設の損傷その他の不妊化施設に係る異常な現象が確認されたときは、その発見者は、直ちに、その旨を警察官に通報するとともに、可能な範囲で被害の拡大防止に努め、別に定める災害時対応要領に従い、企画管理班長又は主任者に状況を自ら通報し、又は他の職員に通報させなければならない。

2 企画管理班長又は主任者は、前項の規定により通報された情報を共有するとともに、その旨を所長に連絡しなければならない。

3 所長は、前項の連絡を受けてその状況から放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生したと判断した場合は、直ちに企画管理班長又は主任者に、所轄の警察署又は消防署等への通報及び第33条の規定による原子力規制委員会への報告をさせなければならない。

4 所長は、前項の通報後、速やかに放射線委員会運営要領により放射線委員会の職員からなる緊急対策本部を組織し、その長（以下「本部長」という。）となる。

5 本部長は、緊急対策本部を通じて、第1項の応急の措置の追加支援及び次項に定める緊急の措置について従事者に指示し、被害の拡大及び放射線障害の発生の防止に努めなければならない。

6 前項の指示を受けた従事者は、同項の指示及び別に定める緊急対策要領に定められた手順に従い、避難警告、所定の表示等の措置を講じなければならない。

7 本部長は、緊急作業が必要な場合は緊急対策要領に定められた手順に従い、主任者又は代理者を緊急作業員として任命し、個人線量計等を装備させて、作業を行わせなければならない。

8 本部長は、応急の措置を講じた者、不妊化施設の周囲にいた者又は緊急作業員が、被ばく放射線量が法令で定める数値を超える場合又はそのおそれがある場合は、直ちにこれらの者に対して健康診断を実施し、その後の経過を観察しなければならない。この場合において、原子力規制委員会に第33条の規定による事故等の報告をしなければならない。

第30条を削り、第32条を第35条とする。

第31条第1項中「に報告」を「に提出」に改め、同条第2項中「本報告書を当該期間の経過後3月以内に文部科学大臣」を「前項の放射線管理状況報告書を同項の期間の経過後3月以内に原子力規制委員会」に改め、同条を第34条とし、第12章中同条の前に次の1条を加える。

(事故等の報告)

第33条 所長は、次に掲げる場合に備えて災害時対応要領に従い通報連絡システムをあらかじめ整備し、事故等が発生した場合には、原子力規制委員会に対し、その旨を直ちに報告し、並びにその状況及びそれに対する処置を10日以内に報告しなければならない。

(1) 線源の盗取又は所在不明が生じたとき。

- (2) 線源が管理区域外で異常に漏洩したとき。
 - (3) 管理区域の線源プールの水位に異常な状態又は線源の鉛容器による施設内運搬において災害及び事故等で損壊等の被害が生じた場合その他異常な状況が確認され、計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくにかかる実効線量が従事者にあつては5ミリシーベルト、従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
 - (4) 従事者について実効線量限度を超え、又は超えるおそれがある被ばくがあったとき。
- 2 所長は前項第1号に該当する場合においては、同項の措置のほか、遅滞なくその旨を警察官に届け出なければならない。
- 第12章の章名中「その他」を「放射線管理の状況の報告」に改め、同章を第15章とする。
- 第11章の次に次の3章を加える。

第12章 事故発生時の情報提供 (情報提供)

- 第30条** 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供は、緊急対策本部が行うものとし、企画管理班長がその事務を総括する。
- 2 企画管理班長は、前項の事態が発生したときは、緊急対策本部に人員を配置して問合せに対応し、インターネットの利用その他適切な方法により情報の提供を行うものとする。
 - 3 企画管理班長は、第33条第1項の各号の事故等が発生した場合には、情報を提供するための方法を決定し、次に掲げる情報を随時提供するものとする。
 - (1) 事故等の発生日時及び発生した場所
 - (2) 線源の状況等による事業外への影響
 - (3) 事故等発生場所での線源の数量
 - (4) 応急措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線の量の測定結果
 - (6) 事故等の原因及び再発防止策
 - (7) その他事故等に関する情報

第13章 応急の措置

- 第31条** 所長は、企画管理班長及び主任者と協議し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に備え、想定される事象ごとに、応急の措置を講ずべき判断の基準及び対応の手順を、あらかじめ別に定める応急措置要領に定めなければならない。
- 2 前項の応急の措置に係る作業に従事する者は、主任者又は代理者及び従事者とする。
 - 3 所長は、あらかじめ企画管理班長に命じ、応急の措置を講ずべきかどうかの判断を行うために必要な放射線測定器等及び応急の措置を講ずるために必要な設備又は機材を準備させ、これらを定期的に点検させ、及び維持させなければならない。
 - 4 第1項の事象が発生した旨の報告を受けた企画管理班長は、主任者と協議し、あらかじめ定められた判定基準に基づき講ずべき対応を判断し、所長に報告するとともに、定められた手順に従い必要な応急の措置を講じなければならない。
 - 5 所長は、前項の規定により講じた応急の措置の内容を農林水産部営農支援課長に報告しなければならない。
 - 6 第1項の事象が発生した場合は、所長、企画管理班長及び主任者は、災害時対応要領により、迅速にその状況を関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。
 - 7 第1項の事象が発生した場合に備え、主任者は当該年度に実施する訓練の計画の策定、訓練の実施、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善に従事するものとし、企画管理班長は策定された訓練の計画、実施した訓練の内容、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善結果の内容等必要な記録を行うものとする。
 - 8 所長は、企画管理班長に対し、定められた応急の措置、手順に関する訓練を少なくとも年1回以上実施させなければならない。
 - 9 所長及び主任者は、第1項の事象が発生した場合に備え、警察、消防機関、医療機関等の関係者と密接に連携しなければならない。

第14章 業務の改善

- 第32条** 所長は、次に掲げる方法により、線源の使用等に係る安全に関する業務（以下「放射線安全管理業

務」という。)の評価及び改善を継続的に行わなければならない。

- (1) 放射線安全管理業務が放射線障害の防止に関する法令及びこの訓令に適合しているかについて、放射線作業等点検要領により主任者が記載する記録を定期的に点検すること。
 - (2) 前号の規定による点検の結果、記録の内容に明確でないものがあるときは、再度の点検を実施し、及び評価し、その結果について企画管理班長に放射線安全管理業務評価書を作成させること。
 - (3) 前号の規定による評価の結果に関し、改善を要する項目が確認された場合に企画管理班長に改善を指示すること。
 - (4) 前号の規定による指示を受けた企画管理班長に改善を要する項目に対する改善の検討を行わせるとともに、その結果を基に経費等も含めた別に定める放射線安全管理業務改善計画書（以下「改善計画」という。）を作成させ報告させること。ただし、改善が行えない場合は、その理由を報告させること。
 - (5) 改善計画の内容を精査し、承認すること。
 - (6) 承認された改善計画に基づき、従事者に対し改善の措置を行わせ、改善の結果を報告させること。
- 2 所長は、改善計画の内容に関し、必要に応じ、放射線委員会に意見を求めることができる。

附 則

この訓令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の施行の日（令和元年9月1日）から施行する。

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
--	---